

## 障害福祉サービス事業所の指定取り消し処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定の取り消しを行いました。

### 記

#### 1 事業所等の概要

法人名	株式会社ひまわり
事業所名	総合支援センターひまわり（朝来市）
事業種別	生活介護 平成 27 年 5 月 1 日
指定年月日	就労移行支援・就労継続支援 平成 28 年 4 月 1 日

2 処分内容 指定取消処分

3 処分年月日 平成 30 年 3 月 31 日

#### 4 処分理由

- (1) 実際に勤務をしていないサービス管理責任者で虚偽申請を行い、事業者指定を受けるとともに、勤務実態がないにもかかわらず関連する加算等報酬を不正請求した。
- (2) 後任のサービス管理責任者も個別支援計画の作成業務など果たすべき一連の責務を全く行わず、利用者に対する個別支援計画に基づいた適切な支援を提供しなかったにもかかわらず、関連する加算等報酬を不正請求した。